

徳島県告示第二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和元年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日
地方独立行政 法人徳島県鳴 門病院	鳴門市撫養町黒崎字 小谷三二	徳島県鳴門病院訪問 看護ステーション	鳴門市撫養町黒崎字 小谷三二	平成三十一年三月三 十一日